

事務連絡
平成26年8月8日

各都道府県衛生主管部（局）
保健所設置市
特別区
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の公布について

医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を目的とした「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が昨年11月に公布されました。この法律は、再生医療等を提供する者が講ずべき措置（再生医療等提供計画の届出や認定再生医療等委員会の設置等）を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めるものであり、本年11月25日からの施行を予定しています。

本日「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成26年政令第278号）」（政令）が公布されましたのでお知らせいたします。（施行は本年11月25日）